

第5章 竜王町成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画の基本的事項

(1) 計画策定の目的

成年後見制度は、認知症や障がい等によって判断能力が不十分な人の自己決定を引き出し、権利や財産を守る成年後見人等を選任する制度です。

今後、認知症高齢者等の増加が見込まれる中、成年後見制度の必要性は高まっていくものと考えられます。それに伴い、平成28年(2016年)5月には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

本町においても、判断能力が不十分になっても、誰もが尊厳を持って暮らし続けられるために、「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけと期間

「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」です。また、地域福祉計画・地域福祉活動計画と関わり深い計画として本計画に包含する形で策定しています。

具体的には、社会福祉法第107条第1項関係の中で、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方が挙げられています。

「竜王町成年後見制度利用促進基本計画」の計画期間は、本計画と同様に令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間とします。

(3) 成年後見利用促進制度利用促進基本計画と地域福祉計画の関係性

厚生労働省が示す成年後見制度利用促進制度利用促進計画の策定の要点として、成年後見制度が誰にとっても利用しやすく、後見人等をサポートできる体制づくりが挙げられています。

また、意思決定支援など本人を中心にした権利擁護支援の推進が示されています。

上記の策定の要点は、地域福祉計画の中でめざすものと共通する点も多くあるため、本町は両計画を一体的に推進していくこととします。

2. 現状と課題

(1) 本町の権利擁護にかかる状況

- 成年後見制度を利用している者は9名であり、うち、後見人等の選任状況は親族後見人等4名、第三者後見人等5名となっています。(令和4年9月30日時点 大津家庭裁判所資料より)
- 社協が実施する地域福祉権利擁護事業については、利用者は15名となっています。
- アンケート調査では、成年後見制度については全体の約3割、市民後見人や任意後見制度については約7割が「知らない」と回答しています。
- また、アンケート調査では、成年後見制度の利用意向については、「わからない」という回答が全体の約6割を占めています。
- 成年後見制度利用促進法における中核機関について、令和3年度(2021年度)より東近江圏域事業として民間団体に運営委託し、体制の整備を進めています。
- 平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)の5年間のうち、報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業の利用者は1名です。
- 本人の判断能力が不十分で、身寄りがいない、身寄りの協力が得られない人に対し、成年後見制度が施行されてから首長申立をすすめた件数は1件です。
- 弁護士、司法書士、社会福祉士等が行う第三者後見の選任については、本町での年間での受任件数が数件であることもあり、スムーズに受任されています。

(2) 今後の課題

- 一人暮らし高齢者の急増、障がいのある人の親の高齢化が想定され、地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用者の増大が見込まれます。
- 上記の利用者の増加に対し、弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者後見を担う専門職の業務にかかる負担の軽減が必要となってきます。
- 本人と関係者が信頼関係のもと、本人が思いを表明しやすい環境づくりや、本人の思いを引き出す意思決定支援が重要となってきます。
- 既存の総合相談支援と権利擁護に関する専門的な支援の連携やコーディネーターが必要となってきます。

3. 今後の取組

ア. 取組の方向性

① 制度の周知・広報

成年後見制度をはじめ権利擁護にかかる関連制度の理解促進を目的として、制度に関する周知や広報に取り組みます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	—	・ 老いの備え研修会の開催 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による住民向け研修会

② 早期対応ができる支援体制の構築

認知症の初期等の状況から必要な支援体制を構築し、判断能力等の状況に応じた権利擁護支援を進めます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	・ 地域福祉権利擁護事業の実施 ・ 地域の見守り体制の構築	・ 申し立て支援、町長申立ての実施 ・ 成年後見制度利用支援事業の実施 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による権利擁護にかかる検討会の開催

③ 担い手の確保と後見人支援

後見人への負担が過大とならないよう、身上監護に関する助言をはじめ、関係機関との連携等のネットワークの構築をサポートします。また、多様な関係者、協力者をコーディネートできる機能を確保し、連携を高めます。

取組 関連事業・	社会福祉協議会	行政
	・ 近隣住民等の地域関係者との調整	・ 地域ケア個別会議の開催 ・ 東近江圏域成年後見サポートセンター（中核機関）による後見人等や関係者へのサポート

イ. 活動目標の代表的な評価指標

	現状値	目標値				
	R4	R5	R6	R7	R8	R9
地域福祉権利擁護事業利用者数（人）〈再掲〉	15					30